

令和6年8月 教育委員会臨時会 会議録

- 1 開催年月日 令和6年8月23日（金）
- 2 開催場所 神奈川県庁東庁舎9階教育委員会会議室
- 3 開会時刻 9時30分
- 4 閉会時刻 11時05分

- 5 出席した教育長及び委員
 - 花田 忠雄 教育長
 - 下城 一 委員（第一教育長職務代理者）
 - 吉田 勝明 委員（第二教育長職務代理者）
 - 笠原 陽子 委員
 - 佐藤 麻子 委員
 - 常陸 佐矢佳 委員

- 6 出席職員

県立高校改革担当局長	田熊 徹
教育監	濱田 啓太郎
副局長	羽鹿 直樹
総務室長	宮田 一男
行政部長	高安 賢昌
インクルーシブ教育推進担当部長	田所 健司
指導部長	増田 年克
支援部長	古島 そのえ
生涯学習部長	信太 雄一郎
企画調整担当課長	鈴木 寿則
管理担当課長	高橋 慶吏
行政課長	飯田 馨
財務課長	渡邊 太郎
参事兼教職員人事課長	田村 暢
参事兼高校教育課長	渡貫 由季子
子ども教育支援課長	長田 裕一郎
特別支援教育課長	片山 葉子

- 7 提出議題 次葉のとおり

- 8 会議録作成者 書記 鈴木 香菜子

教育委員会 8月臨時会 会議日程

日時 令和6年8月23日（金）9時30分から

場所 神奈川県庁東庁舎9階 教育委員会会議室
（オンライン会議システムを併用）

1 議事

日程第1

- | | |
|----------|-------------------------------|
| 臨教第18号議案 | 令和7年度神奈川県立高等学校等使用教科用図書の採択について |
| 臨教第19号議案 | 令和6年度教育委員会の点検・評価について |
| 臨教第20号議案 | 令和6年第3回県議会定例会への提案に係る意見の申出について |
| 臨教第21号議案 | 人事案件について |
| 臨教第22号議案 | 人事案件について |
| 臨教第23号議案 | 人事案件について |

日程第2

- | | |
|-------|---|
| 請願第1号 | 「2025年度に向けて、全日制を希望する子は全日制で、定時制を希望する子は定時制で、通信制を希望する子は通信制で、子どもたちが安心して学べるように、十分な条件整備をもとめる請願」について |
|-------|---|

教育委員会 8月臨時会 会議録

教育長 ただいまから教育委員会 8月臨時会を開会いたします。
本会議は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項に定める定足数に達しており、有効に成立しております。
本日の会議録署名委員ですけれども、下城委員を指名させていただきますので、よろしくをお願いします。

下城委員 (了解)

教育長 本日の議題ですけれども、日程第1として「令和7年度神奈川県立高等学校等使用教科用図書の採択について」ほか5件の付議案件があります。
また、日程第2として「「2025年度に向けて、全日制を希望する子は全日制で、定時制を希望する子は定時制で、通信制を希望する子は通信制で、子どもたちが安心して学べるように、十分な条件整備をもとめる請願」について」の請願があります。
お諮りいたします。本日の日程のうち、日程第1の臨教第19号議案は、議会に報告する案件で、会議を公開することにより教育行政の公正又は円滑な運営に支障が生ずるおそれのある案件、また、臨教第20号議案から臨教第23号議案までの各議案は、人事に関する案件です。よって、地教行法第14条第7項ただし書及び会議規則第35条第1項に基づき、会議を非公開にしたいと思いますが、ご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、そのように決しました。
それでは、非公開案件は後で審議することとして、先に公開の案件に入ります。
それでははじめに、進行の関係から日程第2の請願第1号に入ります。

請願第1号 「2025年度に向けて、全日制を希望する子は全日制で、定時制を希望する子は定時制で、通信制を希望する子は通信制で、子どもたちが安心して学べるように、十分な条件整備をもとめる請願」について
説明者 渡貫高校教育課長

教育長 継続審議となっておりました請願第1号について、教育委員の皆様には、既に請願の内容及び陳述の際に配られた資料に目を通していただき、ご理解いただいているとは思いますが、確認のため、高校教育課長から要点の説明をお願いします。

高校教育課長 それでは、請願第1号について概要のご説明をします。ファイル07をお開きください。請願者は「かながわ定時制・通信制・高校教育を考える懇談会」です。本請願については、7月29日付で提出され、8月6日の教育委員会8月定例会に付議され、継続審議となっているものです。具体的な請願項目8点について説明します。

1点目は、2013年入試より実施した「定員目標設定方式」の検証を行い、全日制を希望する子どもたちが全日制高校に進学できるのに十分な定員計画と条件整備を県が責任をもってすすめること。

2点目は、「全日制計画進学率」を県民に明示して生徒募集計画を策定すること。

3点目は、2025年度の計画進学率については、平成11年度策定の「県立高校改革推進計画」で掲げた最低目標値93.5%以上とすること。

4点目は、2025年度の生徒募集計画については93.5%以上の全日制進学率が達成できるように、公立、私立の募集定員を策定すること。なお、私立高校の募集定員確保については、福祉子どもみらい局の所管となり、本委員会で採択することはできませんので、福祉子どもみらい局に本請願の写しを送付した上で、趣旨を伝えております。

5点目は、公立高校生徒の授業料無償化の対象所得限度制限を撤廃すると共に、私立高校生徒の授業料実質無償化の対象所得制限を撤廃し、高校入学者全員を対象とすること。また授業料以外の費用についての支援制度も充実すること。このことについては、公立高校分は教育委員会所管で、私立高校分については前項の後半と同様に福祉子どもみらい局の所管となりますので、同様に、趣旨について既に伝えているところです。

6点目は、生徒募集計画の策定に当たっては、中学および高校の教員代表、PTAおよび保護者代表を、オブザーバーでなく正式なメンバーとして参加させること。また、公聴会を開いたり、中学生・高校生の意見反映を図る仕組みを工夫するなど、より開かれた議論の場とすること。

7点目は、現在10月のみ実施している「公立中学卒業予定者の進路希望調査」を、5月と10月の2回実施し、生徒の進路希望の実態をより正確に把握して、当該年度の募集計画に反映させること。

8点目は、生徒の学ぶ権利を保障するため、一学年9学級以上の大規模校や過密学級を生み出す高校統廃合を中止し、今後あらたな高校削減はおこなわないこと。また、大規模校を解消し、生徒個々に対応できる学習環境と感染症対策としての少人数学級実現のための教育条件整備計画を策定すること。

請願第1号の説明は以上となります。よろしく申し上げます。

教育長 それでは、ただいまの説明も踏まえた上で、請願第1号の審議を行います。

請願は8項目ありますが、項目4及び項目5の私立高校に関わる部分については、教育委員会の所管外となりますので、ここでの審議はそれらを除いた項目内容となります。

質問、意見を承る前に、私の方から一点確認をさせていただきます。昨年も同様の請願があり、教育委員会としては不採択という決定をしておりますが、昨年の請願の内

容と比較して、今年の請願の変更点、新しい点はどこか、確認させてください。

高校教育課長 請願項目5については、昨年度、公立高校については、同じ内容の請願項目はありませんでした。ここが変更点です。

教育長 そうすると、昨年と比べて新規要素が項目5であって、それを除く7項目について、私立高校を除く部分については、おおむね、昨年の請願趣旨と同内容であるという理解でよろしいですね。

高校教育課長 はい。趣旨は同様と捉えております。

教育長 分かりました。では、これも踏まえて、委員の皆様から、ご意見、ご質問等があればよろしくお願いします。佐藤委員。

佐藤委員 項目5についてなのですけれども、仮に本県において公立高校の所得制限を撤廃すると、増やさなければならない予算額はどれぐらいのボリュームになるのでしょうか。

財務課長 仮に市立高校も含めて、県内の全ての公立学校の生徒の授業料の所得制限を撤廃して無償化した場合、大まかな試算ではありますが、37億円程度の新たな負担が生じる見込みです。

佐藤委員 分かりました。

教育長 他にいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、他にご質問等がなければ、本請願に関する対応について、私の方から提案をしたいと思います。まず、定員計画の策定に関してですけれども、公立中学校卒業予定者数の動向に基づいて、公私各々が目標を設定する方式を実施しております。この方式を採用して以来、進路選択が多様化している中ですが、一定の全日制進学率は維持しております。また、定員協議の場である神奈川県公私立高等学校協議会において正式メンバーではありませんが、中学校、高等学校の校長や保護者の代表にオブザーバーとして参加いただいております。ご意見をいただいたものについては、しっかり受けとめているという実態があります。

次に、新規要素になりますが、公立高校の授業料無償化の所得制限を撤廃することについて、授業料は年間11万8,800円になりますが、現在、年収約910万円未満の世帯については、国の就学支援金を活用して無償化しているところです。授業料の無償化といった教育の機会を等しく確保するための措置は、国において全国一律の措置として、就学支援金制度により支援していくことが必要と考えており、制度の更なる拡充について国に要望しているところです。

また、授業料以外の費用の支援については、生活保護世帯や住民税非課税世帯を対

象に、国の補助金を活用して、高等学校等奨学給付金として支給し、支援を行っているところで、これについても更なる拡充について国に要望をしているところです。

最後に、これも昨年と継続しておりますが、県立高校改革実施計画では、少子化が進む中、集団の学びの場である学校の活性化、それから質の高い教育を目指して、それぞれの課程・学科や地域バランス等に応じて、規模の適正化等に取り組んでおります。

こうしたことから、昨年と比較をした新規項目を含めて全体を俯瞰しますと、請願者の趣旨の一部については、教育委員会の認識と重なる部分がありますけれども、今申し上げたように異なる部分が多くありますので、私としては本請願に対して、不採択としたい。これを提案したいと思いますが、いかがでしょうか。

全委員 異議なし。

教育長 それでは、改めて伺います。本請願について、不採択とすることについて、ご異議はございませんでしょうか。

全委員 異議なし。

教育長 それでは、ご異議がないものと認め、請願第1号については不採択と決しました。事務局では、本請願の結果及び理由について文言を整理した上で、請願者に通知をしてください。

なお、請願者に対しては、請願全体として不採択と決しましたが、請願の趣旨の一部について、教育委員会の認識と同じである部分もあることを伝えてください。

それでは、会議規則第22条の2の規定によりまして、ここからの進行を下城委員にお願いします。

下城委員 それでは、次に日程第1の臨教第18号議案に移ります。

臨教第18号議案 令和7年度神奈川県立高等学校等使用教科用図書の採択について
説明者 渡貫高校教育課長

高校教育課長 ファイル01の臨教第18号議案「令和7年度神奈川県立高等学校等使用教科用図書の採択について」ご説明します。令和7年度に神奈川県立の高等学校及び神奈川県立の中等教育学校の後期課程で使用する教科用図書について、本ファイルの3/340から340/340ページの「令和7年度使用教科書選定一覧（案）」のとおり採択したく、ご審議をお願いします。

2/340ページに「令和7年度使用教科書選定一覧」に掲載されている学校を示してお

りますので、ご確認ください。なお、高等学校の教科書と中等教育学校の後期課程の教科書とは、法令等の定めなどがほぼ同じですので、高等学校の教科書を例に挙げながら説明をします。

まず、教科書の採択の法的根拠については、資料に記載はありませんが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第21条で、教育委員会の職務権限の一つとして「教科書その他の教材の取扱いに関すること」が定められております。これを受けて、「神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則」第12条において、高等学校において使用する教科書は、神奈川県教育委員会が採択したものでなければならないと規定されておりますので、本日採択をお願いしております。なお、高等学校では、平成30年に告示された学習指導要領が、令和4年度入学生から年次進行での実施となっております。今年度の採択では、全ての学年が平成30年告示の学習指導要領に則った教科書から採択することになります。

次に、採択手続です。ファイル01-2「臨教第18号議案関係」をお開きいただき、1/7ページをご覧ください。ここには、「令和7年度神奈川県立高等学校等使用教科用図書採択方針」があります。

次に、2/7ページをご覧ください。ここには、高等学校等の教科書採択の流れをお示ししております。ただいまの採択方針に基づき、この図の右端上の「高等学校等」の列にあります「教科書選定会議」を各学校の校長が主宰し、使用希望教科書を選定して、7月に教育長あてに報告されました。この報告を受けて、8月5日に「県教育委員会」の列の中段にあります「教科書調査委員会」を開催しました。この会議において、各学校の使用希望教科書選定理由について点検をいただきました。この会議の結果を踏まえたものが、今回の議案です。なお、この会議での内容については、後ほどご報告します。

では、各学校における教科書選定について、二つの高等学校を例にとって、ご説明します。3/7ページをご覧ください。選定の際に考慮する教育方針等が挙げられています。読み上げは省略しますが、鶴見高校では、これらの方針を考慮して、令和7年度に使用する希望教科用図書の選定を行いました。

次の4/7ページをご覧ください。例として「現代の国語」をご覧ください。ここでは、東書（東京書籍）の「精選現代の国語」を1年次で使用する教科書として選定しております。選定理由をご覧くださいと、まず、「東書の「精選現代の国語」、三省堂の「精選 現代の国語」、大修館の「現代の国語」の3点に絞り込んで比較検討し、今年度使用している東書の「精選現代の国語」を継続して選定することとした。」とあります。こちらは、選定の第一段階として、当該高校における教育方針等に基づいて、高等学校用教科書目録に掲載されている「現代の国語」の教科書の中から候補を絞り込んだということです。

続いて、「東書の「精選現代の国語」は、各単元が的確にまとめられている点や、論文の文章例を豊富に収めている点が本校の生徒に適していると判断した。」としております。この部分では3点に絞った後、生徒の立場に立って教科書の特長を考慮し、最終的に1点を選定した理由が記載されています。原則として、どの学校のどの科目についても、このように選定理由の記載に当たっては、3点程度の教科書に絞り

最終的に1点を選定したことが明確になるよう、記載をしております。

また、科目によりましては、発行される教科書が1点しかないものがあります。例として、神奈川工業高校の専門教科「工業」を例に説明します。5/7ページをご覧ください。ここでは、実教出版の「工業技術基礎」という教科書が選定されております。選定理由の読み上げは省略しますが、この教科書は工業科の科目「工業技術基礎」の教科書としては、唯一発行されるものです。この場合は、候補の絞り込みはできませんが、教科書を研究し教科書選定に取り組んでいることが示されております。ここで、全ての学校のご説明はできませんが、この2校と同様に、各科目の教科書を全て選定対象として検討した上で、校長が適切に使用希望教科書を選定しております。

続いて、2/7ページにお戻りください。中段8月の欄に記載している「教科書調査委員会」での調査の状況を報告します。8月5日に、事務局職員、県立高校の校長、外部有識者、県高等学校PTA連合会役員などを委員とする神奈川県立高等学校等教科書調査委員会を開催しました。この会議で、各学校から提出された使用希望教科書の選定理由について、点検していただいたところ、適切に選定が行われていたというご意見をいただきました。

説明は以上です。ご審議をよろしく申し上げます。

下城委員 それでは、ご質問がありましたらお願いします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ご質問がないようでしたら、採決について教育長にお願いします。

教育長 ただいまの臨教第18号議案について、原案のとおり決することでご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、原案のとおり決しました。それでは引き続き、下城委員にお願いします。

下城委員 それでは、次に臨教第19号議案に移ります。

ただいまから非公開の会議に入ります。会議規則第35条第2項の規定により、出席する職員として、県立高校改革担当局長、教育監、副局長、総務室長、行政部長、インクルーシブ教育推進担当部長、指導部長、支援部長、生涯学習部長、企画調整担当課長、管理担当課長を指定します。

(9時05分非公開の会議に入り、11時05分公開の会議に戻る)

教育長 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しましたので、これにて閉会といたします。

令和6年8月22日

会議録作成者 書記 鈴木 香菜子

<非公開会議審議等結果>

日程第1

臨教第19号議案

- ・ 企画調整担当課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

臨教第20号議案

- ・ 財務課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

臨教第21号議案

- ・ 教職員人事課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

臨教第22号議案

- ・ 行政課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

臨教第23号議案

- ・ 行政課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。